

南砺市富山紡績工場跡地民間主導公民連兼事業導入業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本業務は、「旧富山紡績工場跡地利活用 ORACCHA プロジェクト基本構想」（以下「基本構想」という。）や「南砺市福野地域 ORACCHA 構想の具現化に向けた事業計画案策定業務報告書」（以下「報告書」という。）で示された内容を基に公民連携の手法を用いて、富山紡績工場跡地の開発に受託共同企業体（構成員含む）自らが当該事業に投資を行い、仕様書で定める行政機能の確保と新たな民間事業者の誘致により持続可能な実施計画を策定することを目的とする。

この業務委託に関しては、価格による競争によらず企画提案力、専門性、実績等を考慮することにより、経験と高度な専門知識を有する事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 業務名称 | 南砺市富山紡績工場跡地民間主導公民連携事業導入業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から令和7年3月21日まで |
| (4) 提案上限額 | 16,039,100 円（消費税及び地方消費税の額を含む） |

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を満たす法人で構成する共同企業体とする。

- (1) 南砺市入札参加資格登録者名簿の記載の有無は問わない。ただし、南砺市入札参加資格登録者名簿の記載のない者が、当該プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項の書類等を提出し、確認を得たうえで参加することができる。
 - ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - ② 財務諸表（直前事業年度分）
 - ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（様式「その3の3」）
※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0円であるものに限る。
- (2) 応募期間内において国又は地公共団体から指名停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 共同企業体には、南砺市福野地域に事務所等を有する法人を構成員に含むこと。その際には、代表者を定めたとうえで共同事業者の協定書の写しを提出し、協定書には構成員

の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

(5) 過去に公共空間等に対し共同企業体又は構成員自らが投資を行うなど類似した事業や開発した実績を有していること。

(6) 事業実施にあたっては、共同企業体（構成員）自らが投資を行うこと。

(7) 参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 応募方法

(1) 日程

| 日 程 | 内 容 |
|------------|-------------------------|
| 令和6年3月 6日 | 指名委員会 |
| 令和6年4月 1日 | 公募型プロポーザルの公告（市ホームページ掲載） |
| 令和6年4月19日 | プロポーザル参加申込書（参加表明）提出期限 |
| 令和6年4月26日 | プロポーザル質問の締切 |
| 令和6年5月 8日 | プロポーザル質問の回答 |
| 令和6年5月24日 | 企画提案書等の提出期限 |
| 令和6年5月 下旬 | 審査委員会（プレゼンテーション等による審査） |
| 令和6年6月 月上旬 | 審査結果通知発送 |
| 契約協議後 | 業務委託契約の締結 |

(2) 応募方法（プロポーザル参加申込書の提出）

参加を希望する共同企業体は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を以下のとおり提出すること。

※参加申込書の書式は、本プロポーザル実施要領とともに、本市ホームページからダウンロードすること。

① 提出書類と部数

プロポーザル参加申込書（様式第1号）1部

② 提出場所

富山県南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所本館 3 階

南砺市 総合政策部 政策推進課

電話 0763-23-2052

③ 提出方法

参加申込書を記入押印のうえ、上記の提出場所へ提出書類を持参または郵送すること。

④ 提出期間

| 日 時 | 備 考 |
|---|---|
| 令和6年4月1日（月）～19日（金） 午前8時30分～午後5時15分まで | 土日祝日及び正午～午後1時の間は除く ※提出期間終了後は理由の如何を問わず受付をしない。（郵送の場合は期間内に必着のこと。） |

⑤ 受付通知

参加申込書を受付した事業者に、令和6年4月23日（火）に電子メールにて受付したことを通知する。

※メールが届かない場合、担当部署に問い合わせること。

(3) 質問、回答

本業務の内容な企画提案書等に係る質問がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、以下の受付期間中に担当部署へ電子メールにて行うこと。その場合の件名は「福野地域公民連携導入業務に関するプロポ質問」とすること。（電話での質問には応じない。）

① 質問受付期間 令和6年4月1日（月）～4月26日（金）

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

② 担当部署

南砺市 総合政策部 政策推進課 まちづくり推進係

電子メール seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

③ 回答方法

質問を行った共同企業体名を伏せたうえで令和6年5月8日（水）に電子メールにて、参加共同事業体すべてに回答を送付する。

なお、持参による質問や電話による問い合わせには回答しないものとする。

※電子メールが届かない場合は、担当部署に問い合わせること。

(4) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した共同企業体は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

※提出書類の指定様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

① 提出場所、提出方法、提出部数

提出場所及び提出方法は、4（2）②、③と同様。提出部数は紙媒体1部及び紙媒体と同じ内容の電子媒体（PDF形式）とする。電子媒体（PDF形式）の提出方法については、電子メールまたはフラッシュメモリー等の記録メディアによる提出とする。

② 提出期間

| 日 時 | 備 考 |
|---|---|
| 令和6年5月8日（水）～24日（金） 午前8時30分～午後5時15分まで | 土日祝日及び正午～午後1時の間は除く ※提出期間終了後は理由の如何を問わず受付をしない。（郵送の場合は期間内に必着のこと。） |

③ 提出書類

| No. | 提出書類 | 様式 | 備考 |
|-----|---------------------|-------|---|
| 1 | 会社概要 (構成員ごと) | 様式なし | パンフレット等 用紙サイズ、カラー白黒等の制限なし |
| 2 | 会社業務実績調書 (構成員ごと) | 様式第2号 | 注意事項を確認のこと。 |
| 3 | 業務実施体制 | 様式第3号 | |
| 4 | 見積書 | 様式なし | 見積内訳書を含む。 |
| 5 | 業務工程表 | 様式第4号 | |
| 6 | 業務の企画提案書 | 様式なし | 業務内容の具体的な実施方法の概要について記載のこと。 ※用紙サイズはA4、表紙を含んで20枚以内とし、ページ番号を付すこと。 ※プレゼンテーション資料として使用することを配慮すること。 ※文字ポイントは11ポイント以上とする。 ※紙媒体は両面印刷とする。 |

④ その他

ア 提出書類1から6までを一冊として、紙媒体1冊及び紙媒体と同じ内容の電子媒体(PDF形式)を提出すること。

イ 提出書類の再提出及び記載内容の変更は認めない。

ウ 提出書類に記載した予定技術者(管理技術者及び担当技術者)に次のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお予定技術者の変更は、入院、死亡、退社等の特別な理由を除き原則として認めない。

a) 技術士(総合技術監理部門:建設部関連科目もしくは建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

b) 博士(工学)

c) 一級建築士

エ 提出書類は返却しない。市の所定の保存年限を経過後に廃棄処分とする。

オ 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効扱いとする。

a) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

b) 虚偽を記載したもの。

c) 見積書の金額が提案上限額を超えているもの。

カ 参加申込書を提出した共同企業体で、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第5号)を令和6年5月24日(金)までに、南砺市総合政策部政策推進課へ持参または郵送すること。

⑤ 説明会

本案件の説明会は行わない。

5 選定の方法

(1) プロポーザル審査会

南砺市富山紡績工場跡地民間主導公民連携事業導入業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、優先交渉権者の選定を行う。

(2) 審査方法

① 審査

プレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容について提案審査を実施する。
なお、Web 会議ツール（Zoom）による対応も可能とするが、いずれの場合であっても審査委員会への参加者は 1 共同企業体 3 名までとし、プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。資料の追加・変更は認めないが、誤字脱字がある場合にはプレゼンテーション時に記載内容の変更を説明することは差し支えない。

プレゼンテーションの持ち時間は、1 企業体あたり 35 分間（プレゼンテーション 20 分間、ヒアリング 15 分）程度を予定している。

② 審査項目、評価基準

プロポーザル審査は、提出された企画提案書等の内容に関し、別紙に掲げる審査項目・評価基準により審査を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

次により優先交渉権者 1 共同企業体を選定する。なお、提案事業者が 1 共同企業体のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、過半数の審査委員から 50%以上の得点を得た場合に選定の可否を決定する。

① 審査において、審査委員ごとに提案者を採点により順位付けし、1 位の評価を最も多く得た提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、得点が総点数の 50%未満である審査委員会が複数ある場合を除く。

② 1 位と評価した委員数が同数となった場合は、審査委員会全員の得点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

③ それでもなお、合計得点が最も高い提案共同企業体が複数ある場合は、次の順序により決定する。

ア 見積金額が低い提案者

イ 審査項目のうち「企画提案」について審査委員全員の合計得点が高い提案者

また、上記の選定方法に準じて、次順位交渉権者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査については、令和 6 年 6 月上旬に参加共同企業体に個別の結果を速やかに通知

(電子メール及び書面にて発送)するとともに、本市ホームページ上で公表する。

6 優先交渉権者との契約締結協議

選定終了後、優先交渉権者と市との協議により、契約内容と仕様、契約金額を決定する。

なお、優先交渉決定権者が契約締結前に、南砺市から指名停止処分を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該共同事業体を失格とし、審査結果において次順位の者を新たに優先交渉権者とすることができることとする。

7 結果の公表及び情報公開

プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む。)及び該当業務の受託共同企業体から提出された資料(企画提案書を含む。)は、市情報公開条例に基づき公開することがある。

また、審査委員会における審査及び評価の結果(参加者数、優先交渉権者名(構成員名)を含む。)については、契約締結後に公表するものとする。

8 その他の事項

- (1) 参加申込、提案書の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いをするとともに、虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 本プロポーザルに関する問い合わせ先

南砺市 総合政策部 政策推進課 まちづくり推進係

電話 0763-23-2052

電子メール seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

(別紙)

| 審査内容 | | | |
|-----------------|---------------------|--|--|
| 評価項目 | 評価の着眼点 | | |
| 会社実績 | 同種業務実績と業務遂行技術力 | 民間主導型公民連携事業による施設整備や運営に係る業務実績があるか。各構成員の経営が安定しており、意欲があるか。 | |
| 実施体制 | 配置要員の妥当性や技術者の経験及び能力 | 業務を遂行するための人員配置、管理体制が妥当であるか。予定技術者に民間主導型公民連携事業による開発や運営に係る業務実績があるか。 | |
| 構成員の役割分担 | 福野地域構成員の具体的な業務 | 福野地域構成員が担う業務について、具体的な記載がなされ実施可能な内容であるか。 | |
| 見積金額 | 見積金額の妥当性 | 提案された内容に見合った適正な積算がなされているか。 | |
| ファイナンスの調達と実現可能性 | 投資に対する考え方 | エリア開発に対する投資について具体的な提案がなされているか。事業期間設定と回収方法等について基本的な考え方が示されているか。 | |
| 企画提案 | ①事業手法の検討 | 整備及び運営方法の整理 | 投資効果に見合う整備・運営体制の整備に対する考え方が示されているか。 |
| | ②イメージ図制作、空間デザイン方針 | 基本構想の理解度 外部専門家の確保 | イメージ図や空間デザインに対する基本構想が掲げるコンセプトや機能等を盛り込む提案となっているか。 空間デザインの形成にあたって、確保すべき専門分野の特定や手段等について具体的な提案がなされているか。 |
| | ③事業実施方針の策定 | 事業手法や事業費からの実施方針の妥当性 | 工区設定や土地の取扱い、整備年数等の設定の考え方について無理が無く、投資回収の考え方と齟齬がないか。 周辺商業施設との競合についての考え方が示されているか。 |
| | ④事業費の検討 | 整備費、運営費並びに資金調達の考え方 | 確保すべき行政機能の規模を理解しているか。収支計画の策定にあたり、事業期間中に対する持続性が確保された考え方が示されているか。 |
| | ⑤現地踏査 | 物件、構想及び市政策の理解度 | 対象物件を把握しているか。基本構想並びに市が進める各種計画を理解した提案がなされているか。 |
| | ⑥委員会運営支援 | 支援体制並びに有識者の推薦方法 | 年3回程度の開催を理解しているか。運営支援に対する体制や有識者の推薦の考え方が整理されているか。 |
| | ⑦全体管理 | 合意形成手法 | 住民合意を得るための、具体的な提案がなされているか。 |
| 工程計画 | 的確性 | 適切な日程のスケジュールが提案されているか。 | |